

神川町国民保護計画

避難実施要領パターン

令和5年4月

神 川 町

目 次

| | | |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | 避難実施要領の策定 | 1 |
| | (1) 避難実施要領 | 1 |
| | (2) 避難実施要領パターン | 1 |
| 2 | 作成する避難実施要領パターン | 2 |
| | 弾道ミサイル攻撃からの屋内避難（弾道ミサイル着弾前） | 3 |
| | 弾道ミサイル攻撃からの屋内避難（弾道ミサイル着弾後） | 6 |

1 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下、国民保護法）では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長はただちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

(2) 避難実施要領パターン

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかなりの時間を要することとなってしまう。そこで、国民保護に関する基本指針では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の「避難実施要領パターン」を作成しておくよう努めるものとされている。

この避難要領パターンは、「神川町国民保護計画」第2編第4章第2節「モデル避難実施要領の作成」において、あらかじめ、武力攻撃事態の態様に応じて複数パターンの避難実施要領パターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。なお、使用にあたっては、本パターンの空欄を埋める又は内容を適宜修正し、避難実施要領とする。

2 作成する避難実施要領パターン

以下の2パターンについて作成する。

- ・ 弾道ミサイル攻撃からの屋内避難（弾道ミサイル着弾前）
- ・ 弾道ミサイル攻撃からの屋内避難（弾道ミサイル着弾後）

・弾道ミサイル攻撃からの屋内避難（弾道ミサイル着弾前）

| 避難実施要領 | |
|---|---|
| 神川町長 | |
| _____年___月___日___時___分現在 | |
| 屋内避難（弾道ミサイル着弾前） | |
| 1 埼玉県からの「避難指示」の内容 | |
| <p>国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っていると の警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難すると ともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。防災行政無 線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p> | |
| 2 事態の状況、関係機関の措置 | |
| 2-1 事態の状況 | |
| 発生時期 | _____年___月___日___時___分 |
| 発生場所 | 神川町内全域 |
| 実施の主体 | A国 |
| 事案の概要と被害状況 | <p>対策本部長は、弾道ミサイル発射の兆候がある ことから、発射された場合に備えた適切な対応を 講じることができるよう、あらかじめミサイル情 報と危険性の周知を実施した。</p> |
| 今後の予測・影響と措置 | <p>弾道ミサイルが発射された場合、速やかには発 射方向と着弾予想地域の情報を国、県から入手 し、住民に対し、堅牢な建物などの屋内に避難で きるよう対応を周知徹底する。</p> <p>その際、住民に対し国からのJアラート放送、テ レビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集 を呼びかける。</p> |
| 気象の状況 | 天候___気温___℃ 風向___風速___m |
| 2-2 避難住民の誘導 | |
| 要避難地域 | 神川町内全域 |
| 避難先と避難誘導の方針 | <p>埼玉県知事の避難指示を踏まえた対処を基本と するが、町民がいる場所の堅牢な建物等の屋内に 避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動す る。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠す か地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。</p> |
| 避難開始日時 | _____年___月___日___時___分 |
| 避難完了予定日時 | _____年___月___日___時___分 |

| 2-3 関係機関の措置等 | |
|---|---|
| 措置の概要 | 事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。 |
| 連絡調整先 | 児玉警察署 電話：0495-72-0110 |
| | 児玉郡市広域消防本部 指令課 電話：0495-24-1119 |
| | 児玉郡市広域消防本部 神川分署 電話：0495-77-2086 |
| | 児玉郡市広域消防本部 神泉分署 電話：0274-52-3409 |
| 3 事態等の特性で留意すべき事項 | |
| 事態の特性 | <ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮支援者の例によって避難させる。 ・担当職員等は屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難するよう配慮する。 ・町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・店舗等に対して協力を依頼する。 |
| 4 住民の行動（基本事項） | |
| 4-1 屋内避難の指示を受けた場合の対応 | |
| <p>【屋内にいる場合】</p> <p>(1) ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>(2) 非常時持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p> <p>(3) 屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテーブルで目張りする等、外気を遮断する。</p> <p>(4) 現在の場所から別の場所へ避難する場合には、出火防止対策や施錠等を行う。</p> <p>(5) 危険動物の逸走対策を行う。</p> <p>(6) その他必要と認められる事項</p> <p>【屋内にいない場合】</p> <p>(1) できる限り近隣の堅牢な建物に避難する。</p> <p>(2) 避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。</p> <p>(3) 車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>路上に駐車する場合は、道路の左側に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。</p> <p>(4) 原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。</p> | |
| <p>5 情報伝達</p> | |
| <p>避難実施要領の住民への伝達方法</p> | <p>(1) 防災行政無線、防災メール、町ホームページ、広報車等により、避難実施要領を伝達する。</p> <p>(2) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）により国から防災行政無線を通じて発せられる緊急情報を迅速・確実に伝達する。</p> |
| <p>職員間の連絡手段</p> | <p>電話、移動系防災行政無線等、最も速やかな方法による。</p> |
| <p>6 緊急時の連絡先</p> | |
| <p>神川町</p> | <p>電 話： 0 4 9 5 － 7 7 － 2 1 2 4</p> |
| <p>国民保護／緊急対処事態対策本部</p> | <p>F A X： 0 4 9 5 － 7 7 － 3 9 1 5</p> |

・弾道ミサイル攻撃からの屋内避難（弾道ミサイル着弾後）

| 避難実施要領 | |
|--|--|
| 神川町長 | |
| _____年___月___日___時___分現在 | |
| 屋内避難（弾道ミサイル着弾後） | |
| 1 埼玉県からの「避難指示」の内容 | |
| 国の対策本部長は、神川町___地域において発生した爆発について、A国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の___地域を要避難地域とし、避難措置の指示を行った。 | |
| 2 事態の状況、関係機関の措置 | |
| 2-1 事態の状況 | |
| 発生時期 | _____年___月___日___時___分 |
| 発生場所 | 神川町___地域 |
| 実施の主体 | A国 |
| 事案の概要と被害状況 | 神川町___地域にミサイルが落下し爆発。NBC弾の可能性あり。人的・物的被害について調査中。政府の情報では、更なるミサイル発射の可能性はないとのこと。 |
| 今後の予測・影響と措置 | 弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。 |
| 気象の状況 | 天候___気温___℃ 風向___風速___m |
| 2-2 避難住民の誘導 | |
| 要避難地域 | 着弾地点に近い神川町___地域 |
| 避難先と避難誘導の方針 | ___地域へ避難させる。要避難地域以外の地域でも、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続。 |
| 避難施設 | _____ |
| 避難経路 | _____ |
| 避難手段 | 徒歩 |
| 避難に当たっての留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、防災メール等の手段を活用し、住民へのミサイル関連情報の伝達に努める。 ・安全確保に配慮しつつ避難施設等に職員を派遣し、安全情報の伝達、住民の誘導等を実施する。 |
| 2-3 関係機関の措置等 | |
| 措置の概要 | 事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。 |

| | |
|------------------|---|
| 連絡調整先 | 児玉警察署 電話：0495-72-0110 |
| | 児玉郡市広域消防本部 指令課 電話：0495-24-1119 |
| | 児玉郡市広域消防本部 神川分署 電話：0495-77-2086 |
| | 児玉郡市広域消防本部 神泉分署 電話：0274-52-3409 |
| 3 事態等の特性で留意すべき事項 | |
| 事態の特性 | <ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮支援者の例によって避難させる。 ・町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・店舗等に対して協力を依頼する。 |
| 4 避難住民の誘導に関する事項 | |
| 職員の配置場所・人数 | <p>安全確保に配慮しつつ、避難経路の要所に配置</p> <p>災害時の「避難行動要支援者名簿」に基づき、支援者宛てに情報提供を行うとともに、支援者と協力して避難所等へ避難させる。</p> |
| 5 情報伝達 | |
| 避難実施要領の住民への伝達方法 | <p>(1) 防災行政無線、防災メール、町ホームページ、広報車等により、避難実施要領を伝達する。</p> <p>(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）により国から防災行政無線を通じて発せられる緊急情報を迅速・確実に伝達する。</p> |
| 職員間の連絡手段 | 電話、移動系防災行政無線等、最も速やかな方法による。 |
| 6 緊急時の連絡先 | |
| 神川町 | 電話：0495-77-2124 |
| 国民保護／緊急対処事態対策本部 | FAX：0495-77-3915 |